

平成21年第1回蟹江町議会定例会会議録

| | | | | |
|-------------|----------------------|-------|-----|------|
| 招 集 年 月 日 | 平成21年3月16日(月) | | | |
| 招 集 の 場 所 | 蟹江町役場 議事堂 | | | |
| 開 会 (開 議) | 3月16日 午前9時00分宣告(最終日) | | | |
| 応 招 議 員 | 1番 | 松本正美 | 2番 | 伊藤俊一 |
| | 3番 | 山田邦夫 | 4番 | 米野秀雄 |
| | 5番 | 高阪康彦 | 6番 | 林英子 |
| | 7番 | 小原喜一郎 | 8番 | 中村英子 |
| | 9番 | 黒川勝好 | 10番 | 菊地久 |
| | 11番 | 吉田正昭 | 12番 | 山田乙三 |
| | 13番 | 伊藤正昇 | 14番 | 奥田信宏 |
| | 15番 | 猪俣二郎 | 16番 | 大原龍彦 |
| 不 応 招 議 員 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | | |
|--|-----------------------------------|------------------|-------|---------------|-------|
| 地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名 | 常勤特別職 | 町長 | 横江 淳一 | 副町長 | 水野 一郎 |
| | 行政改革推進室 | 室長 | 飯田 晴雄 | | |
| | 総務部 | 部長 | 坂井 正善 | 次長兼 総務課長 | 加藤 恒弘 |
| | | 企画情報課長 | 鈴木 智久 | 収納課長 | 服部 康彦 |
| | 民生部 | 部長 | 石原 敏男 | 次長兼 高齢介護課長 | 齋藤 仁 |
| | | 健康推進課長 | 西川 和彦 | 環境課長 | 上田 実 |
| | | 福祉・児童課長 | 佐藤 一夫 | 保険医療課長 | 鈴木 利彦 |
| | 産業建設部 | 部長 | 河瀬 広幸 | 次長兼 土木課長 | 水野 久夫 |
| | | 次長兼 農政商工課長 | 佐野 宗夫 | 下水道課長 | 絹川 靖夫 |
| | | 都市計画課長 | 志治 正弘 | | |
| | 会計管理室 | 会計管理者兼 会計管理室長 | 加賀 松利 | | |
| | 水道部 | 次長 | 大河内幹夫 | 水道課長 | 小酒井敏之 |
| | 消防本部 | 消防長 | 上田 正治 | 消防署長 | 山内 巧 |
| | 教育委員会事務局 | 教育長 | 石垣 武雄 | 次長兼 教育課長 | 伊藤 芳樹 |
| 小中学校給食センター所長 | | 村上 勝芳 | | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議事務会局 | 局長 | 松岡 英雄 | 書記 | 金山 昭司 |
| 議事日程 | 議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条) | | | | |

- 日程第1 選挙第3号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙
- 日程第2 議案第1号 蟹江町室及び部設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第2号 蟹江町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 一般職の任期付職員を採用に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第4号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第28号 蟹江町介護従事者処遇改善臨時特例基金設置条例の制定について
- 日程第10 議案第29号 蟹江町行政改革推進委員会設置条例及び蟹江町総合計画審議会条例の一部改正について
- 日程第11 防災建設常任委員会の所管事務調査の結果報告
- 日程第12 議案第8号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第13 議案第10号 平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第11号 平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第12号 平成20年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第13号 平成20年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第14号 平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第15号 平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第16号 平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第17号 平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第30号 平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第22 議案第31号 平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第18号 平成21年度蟹江町一般会計予算
- 日程第24 議案第19号 平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第20号 平成21年度蟹江町老人保健特別会計予算
- 日程第26 議案第21号 平成21年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第27 議案第22号 平成21年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第28 議案第23号 平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第29 議案第24号 平成21年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第30 議案第25号 平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算

- 日程第31 議案第26号 平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 平成21年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成21年度蟹江町議会会議規則の一部改正について
- 日程第34 議案第33号 人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書の提出について
- 日程第35 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第36 選挙第3号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきましてまことにありがとうございます。本日は、平成21年第1回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力をよろしくをお願いいたします。

皆さんのお手元に、海部地区水防事務組合議会議員の選挙、蟹江町議会会議規則の一部改正について、人材確保問題解決のための介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書の提出について、総務民生常任委員会及び防災建設常任委員会の審査報告書、菊地久君からの請求のありました議案第30号の資料が配付をしてあります。また、平成20年第4回定例会の会議録の写しが配付をしてありますので、お目通しをお願いいたします。

なお、10日の水道事業会計予算審議の際、小原喜一郎君より請求のありました「長良川河口堰に関する資料」はないそうですので、配付してありません。

ここで、12日に配付をしました議案第11号に関する資料の説明をお願いいたします。

○保険医療課長 鈴木利彦君

提案理由説明。

（「持ってきとらんの多いな」の声あり）

○議長 奥田信宏君

ちょっと待ってください。この資料は一般質問のときにお配りをした資料で、11号請求資料というのでありますので、お手元にお持ちでない方が多いようですか。

（発言する声あり）

一般質問のときにお手元に配付がしてあります。ない。

（「なきやどうするんだ」の声あり）

それでは、ちょっとお手元にお持ちでない方が多いようでありますので、休憩のときにコピーをして、配付して、それで説明ということにさせていただきます。

（発言する声あり）

これは、資料なしで説明をさせていただいても、これは非常に変な話になります。

（発言する声あり）

はい、11号の……

（「今、12号やっつとるんと違うん」の声あり）

いや、議案第11号の補足資料が説明が済んでおりませんでしたので、一般質問のときに資料だけ配付をして、きょう説明をさせていただくと、そういう予定でやらせていただいたんですが、とりあえず、資料がお手元にない方が多いようでございますので、午前中の休憩時にコピーを配らせていただいてから説明とさせていただきます。

○議長 奥田信宏君

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

日程第1 選挙第3号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」を行います。
選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

選挙理由の説明は終わったので、選挙第3号は精読にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第3号は精読とされました。

なお、選挙第3号は午前中の休憩時間に防災建設常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いいたします。

また、選出がされましたら、議長までご報告をお願いいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第2 議案第1号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」

日程第3 議案第2号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」

日程第4 議案第3号「一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第4号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第5号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

日程第7 議案第6号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第8 議案第7号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」

日程第9 議案第28号「蟹江町介護従事者処遇改善臨時特例基金設置条例の制定について」

日程第10 議案第29号「蟹江町行政改革推進委員会設置条例及び蟹江町総合計画審議会条例の一部改正について」

本9議案は総務民生常任委員会に付託をされております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 中村英子君

総務民生常任委員長の中村でございます。ご報告をしたいと思います。

総務民生常任委員会に付託されました9案件につきまして、去る3月5日と13日に委員会

を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてのご報告を申し上げます。

まず、付託案件の審査順序でありますけれども、最初に民生に関する案件、議案第7号の審査を行い、続いて総務に関する案件、議案第1号から議案第6号までを審査を行いました。

まず初めに、議案第7号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたしました。初めに、この議案につきまして資料請求が出ておりましたので、資料が配付され、その資料請求に基づく説明がございました。続いて質疑に入りました。まず、以前保険料を下げたが、このような算出だったのかという内容の質疑がありました。これに対し、支払準備基金の額に応じたものであるという趣旨の答弁がありました。

被保険者がふえるのは、保険料収入の増でもある。介護を必要とする人もふえるが、イコールにはならないのではないかと、健康な老人が多いように思う、会計では残っているような気がするが、ただ単に人口推移だけで保険料を上げなくてはならないということにはならない気がするが、という内容の質疑がありました。

これに対し、調整交付金の関係がある、前期高齢者が多い、元気な老人が多い、高額所得者が多い、これらはすべて調整交付金は落ちる。包括支援センターになって元気な老人がふえてきたのではないかと考えているが、人口の伸びがそれなりにあり、同じように利用の伸びもある、大した格差はなく、今回の積算も過大にも過小にもしていないというのが現状である。17年度からの支払い基金の繰り入れには金額的なぶれがあり、それにも対応させていただいているという趣旨の答弁がございました。

また、海部地区は横ばいか微増か、500円上がることがわかりにくいという内容の質疑がありました。これに対し、海部津島管内は平均3,700円増であり、蟹江は安い方である、500円上昇の原因は、施設の増加、新たな地域包括支援センターの設置などであるという趣旨の答弁がありました。

次に、厚労省の通知では、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸し付けなどを受けるものであることや、保険料の上昇を最小限のものとすることについては十分検討されたいなどがあるが、このことを念頭にして算定されたらどうかという内容の質疑がありました。これに対し、保険料軽減などで2,500万円から600万円になる、介護従事者の処遇改善基金の交付は実際のところ半分であるので、3段階別の保険料にならざるを得ないが、3年間一番低いところでそろえているので、その分は支払準備基金で持たなければならない。それらを考えると十分にやっていると考えている。通達を無視してやってはいない。また、貸付を受ければ次期に繰り越して利息を返さなければならず、そこに人口の伸びとその他のプラスがあれば、第5期にはすべてそれらを保険料にかぶせないといけなくなるという趣旨の答弁がございました。

次に、町長はこれでやむを得ないという考えかという内容の質疑がございました。

これに対し、横江町長から、「議論が分かれるところだが、健全運営を堅持しつつ、3年間、基本的には3,500円でやらせていただきたいという趣旨の答弁がございました。他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、答弁を求めたところ、反対討論として保険料は蟹江町の現行の介護行政であるならば、値上げする必要はない。認定調査委員テキストの変更があり、このことによる後退が大きい、介護し介護従事者の賃金も実質的に上がった形にはならない、こういった点で反対であるというものでありました。

賛成討論といたしまして、500円アップは事務局の努力の結果だと思う。今後とも地域に密着したサービスをお願いして賛成するというものでありました。

賛否を求めましたところ、挙手多数で議案第7号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第1号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」を議題といたしました。質疑、討論もなく、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたしました。質疑討論もなく全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号「一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

質疑、討論もなく、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

若干の質疑がございましたけれども、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

この議案につきましても若干の質疑がございましたけれども、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。質疑、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で付託されました議案の審議は終了いたしました。その他として、委員よりご意見が出されました。全員協議会で町税の不納欠損処分ということで当局から報告があったが、1社で約4,000万円というのはどうしても腑に落ちないものがある。もう一度当局に資料を求めるだとか、議論をする場をつくる必要があるのではないかというご意見でございました。その件につき、協議をしました結果、とりあえずA社に限って詳しい資料を求めることがよい。次のことはその資料を見た後での結論に達し、当委員会として、当局に資料の提出を求めることになりました。その資料は9日の予算審議の朝、各議員に配付されたものでございます。

以上が、5日開会の付託案件に対する経過と結果であります。

続きまして、去る3月13日午後1時より開催いたしました委員会の経過と結果につきご報告をいたします。

最初に、議案第28号「蟹江町介護従事者処遇改善臨時特例基金設置条例の制定について」を議題といたしました。まず、条例のポイントとして中身はどうか、上がった総額は全部国費で賄われるのか、余ったら国に返すのかという内容の質疑がありました。これに対し、全体で3%上がるという意味である。職種によつての加算分とか保険料でかぶる部分を基金で吸収していきたい。国は1年目3%、2年目1.5%、3年目はゼロである。そこで、国は3年間で少しずつ保険料を上げてもいいよとなったが、蟹江町が一番低いところで3年間いこうよということになった。また、事業所の収入は3%上がるが、これが直ちに従事者が3%上がるということではない。そういうところもあるかもしれないけれども、全部が上がるということではないということであります。不足分は蟹江町は支払準備基金でやっていきたいという趣旨の答弁がございました。さらに、被保険者にかかってきたとき、保険料を上げなければならなくなるのではないのか。町が補えという話になる。町にとってありがたい制度ではない。利用料の底上げはあるのかという内容の質疑がありました。これに対し、現在、約1億97万円の支払準備基金があるが、80万円の15%軽減があり、国からの分を除いて1,800万円を取り崩すことになる。翌年はこれにプラス440万円必要であり、2,200万円となる。3年目では2,650万円であり、23年度は基金残3,200万円となる。月約1億円を超えた支払いもあるので、21年から22年度で積んで、5,000万円から6,000万円くらいにしておきたい。第5期に入ると団塊の世代があるので、均等割、所得割になるかもしれないという趣旨の答弁がございました。

次に、アップは施設任せだが、基準はないのかという内容の質疑がありました。これに対し、事業所にどうこう言うことはないという趣旨の答弁がありました。他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく全員賛成で可決すべきものと決しました。

失礼いたしました。質疑を終結し、賛否を求めましたところ、に訂正させていただきたいと思えます。討論を求めたところと言いましたけれども、賛否を求めましたところ、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「蟹江町行政改革推進委員会設置条例及び蟹江町総合計画審議会条例の一部改正について」を議題といたしました。

最初に、政策はどこから、だれが出すものか定義を言っていただきたいという内容の質疑がありました。これに対し、おおむね町長の政策である、また問題解決を進めるためのものでもあるという趣旨の答弁がありました。横江町長から、政策の中には行政改革も入っており、広い意味でとらえている。行革は削るという感じだが、行革は削るだけではない。町民、議員の意見を聞いて、まとめて政策としてやっていきたいという趣旨の発言もございました。

その他、若干の質疑がありました。質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議第29号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で付託されました案件が終了いたしましたので、理事者の皆さんに退席を願い、その後、その他として、委員より1つの提案がございました。それは、今定例会の全員協議会で報告のあった不納欠損処分に関することでもあります。そこでのお話の内容ですけれども、税金は1円の無駄もいけないと、今後またこのようなことになってはいけなくて、議会としても滞納対策のようなことをしていく必要があるのではないかとのご提案でございます。委員の皆さんにこの件について諮りましたところ、全員がその必要性に賛成をされました。そこで、当常任委員会で取り組むのか、また、全議員を対象として、その中から特別委員会かプロジェクトチームの方法がよいかなど話し合いをいたしました。最終的に全議員の中から1つの形をつくっていくのがいいのではないかと結論となり、議長にそのやり方について要請をいたしました。これを受け、後ほど議長よりお話があるものと思います。

以上ですべてを終わり、閉会といたしましたので、ご報告を申し上げます。

(8番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

ありがとうございました。

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第1号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第3 議案第2号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第4 議案第3号「一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第5 議案第4号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第6 議案第5号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第7 議案第6号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第8 議案第7号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

日本共産党は、本7号議案「蟹江町介護保険条例の一部改正について」に反対をいたします。

反対理由のまず第1でございますけれども、介護保険料の引き上げについて遺憾に思うのでございます。介護保険料の引き上げで、被保険者の暮らしを困難にするし、値上げの根拠がないということでございます。総務省は、介護給付費準備基金については最低限必要と認める額を除き、基本的には、次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであると考えているということをまず最初に挙げて、3つの理由で、基金ないしは繰越金、可能な限り、翌事業計画の中に保険料として算入するように指示してきておる文書があるわけであり

ます。その1つ目を挙げますと、3年間の中期財政運営を行うことから生じる余剰金を適切に管理するために設けられているものであること、2つ目に、介護保険制度においては計画期間内の給付に必要な保険料については、各契約期間における保険料で賄うことを原則とし、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸し付け等を受けるものであること、3つ目には、保険者は死亡、転居等により保険料を納めた保険者の被保険者ではなくなる場合があること等から、本来は、当基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期契約期間において歳入として繰り入れるべきものである。したがって、現在、当基金に残高を有する保険者にあつては、これをできる限り崩すものとし、第4期介護保険料基準額の最終決定に当たっては、保険料の上昇を最小限のものとするということについて十分検討されたい、こういう通達があるにもかかわらず、500円の値上げをしたということ

でございます。次期事業計画の中で目新しい事業があるとするれば、それとのかかわりで若干のお金が必要だということ、あるわけでありましてけれども、何の変化もあるわけではありません。ですから、この原則を全く無視しておるということと、厚労省の指導にも従っていないということ、このことが反対理由のまず第1であります。

2つ目でありまして、認定調査テキストの変更で、介護度の判断基準が大幅に後退したということでございます。私は、ここに認定調査員テキストの主な変更点について7例くらい持っているんですけども、そのうちの2つの例ぐらいちょっと挙げさせていただきたいと思うんです。まず、1つ目でありまして、調査項目の移動、移譲です。利用者の状態は移動、移譲の機会がない重度の寝たきり状態、これでありましてけれども、旧来のテキストは全介助。すべて介助をするんだという内容のものでありますが、新しいテキストは、自立、介助なしに変わっているんです。2つ目、食事摂取。就寝静脈栄養、高カロリー液の点滴のみで、口からは食べていない。これも、旧テキストでは全介助ですね。ところが新テキストは、自立、介助なしでございます。こういう状況ですから、介護度の低いほうの人は旧来よりも若干人

数がふえても、高いほうの人は旧来の人数から減るんです。高い介護度は国からおりてくるお金も多いわけですから、計算すると、施設に入ってくるお金が減るわけです。今まで施設の経営が大変だと言われていたのが、なお大変になる、こういう非常にひどい弊害があるということが2点目でありまして、同時に、当然介護を必要とする人はですね、今まで受けていた介護が、例えばヘルパーを週に10回お願いしとったのが、極端な例で言いますと、3回しかお願いできないという状態になるわけなんです。今申し上げましたように、そういうように認定調査員テキストの内容が変わるものですから、そうなってしまうわけなんです。非常に介護を受ける人たちの生活が困難になる、こういうひどい状況が考えられるということでもあります。

あわせて3番目でありまして、介護従事者の待遇改善については、かねてからの大きな課題でありました。厚労省も3%引き上げを約束してきたのでありますけれども、施設の経営が深刻になるために、齋藤次長の答弁だと、この3%を賃金にどのように反映させるかというのは施設経営者の裁量と、こういうことだそうでございます。施設経営がひどい状況になれば、到底、賃金に反映されるというのは余り考えられない、あるいはもちろん多少のことは見るにしても、従来の3%以上になるかどうかということは大きな疑問として残るわけでございます。

したがって、介護従事者の待遇改善にまともに作用するとは限らない。こういう点からして、本条例改正案には反対であります。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○13番 伊藤正昇君

13番 新政会 伊藤正昇でございます。

賛成の立場から、本条の改正に当たって申し上げます。

本条の改正に当たっては、平成21年度から新たに始まる第4次計画として住民サービスの充実を第一にされた事業計画に基づき、提案された内容と考えられます。介護従事者への報酬と言われる介護報酬3%の上昇に関しても、適切に対応され、3年間同一の保険料を堅持するため、支払準備基金の活用を図ることなどの説明があり、適正な内容で提案されていると思います。今後とも介護保険制度の安定と堅実な運用を継続していただくよう要望して、賛成といたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号 「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第9 議案第28号「蟹江町介護従事者処遇改善臨時特例基金設置条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第10 議案第29号「蟹江町行政改革推進委員会設置条例及び蟹江町総合計画審議会条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第11 「防災建設常任委員会の所管事務調査の結果報告」を議題といたします。

調査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 高阪康彦君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○防災建設常任委員長 高阪康彦君

防災建設常任委員長の高阪でございます。

去る3月5日に本委員会が行った所管事務調査として、日光川流域の治水対策として県が整備した日光川祖父江放水路につきまして、概要と排水施設を確認してきましたので、ご報告を申し上げます。

出席委員は、委員長を初め委員全員でございました。議長も参加されました。説明員として、町からは町長、副町長、産業建設部長、産業建設部次長兼農政商工課長、産業建設部次長兼土木課長と、県より海部事務所建設部長を初め、4名の方も同行されました。

この日光川祖父江放水路は領内川の広口池と木曽川を結ぶ放水路で、領内川の洪水を広口池分流堰から日光川放水路西中野排水機場で排水処理し、木曽川へ流すための管路施設で、全長が1,950メートル、管路の幅5メートル、高さ5.35メートルの2連式になっています。また、排水施設にはガスタービンエンジンなどを採用し、環境面、コスト面にも配慮がされていきました。

日光川流域は、木曽三川によって形成された濃尾平野の西部に位置し、昔からこの地方随一の農業地帯となっておりましたが、名古屋市近郊に位置することから都市化が急速に進み、またこの流域は約半分が海拔ゼロメートル以下という低平地であることから、排水が悪く、幾度となく浸水被害を繰り返してきたところであります。

そこで、洪水流量の低減を図り、浸水被害を軽減するため、この放水路が整備されたものでございます。

全体計画では、日光川玉野放水路、これは一宮市の玉野地区の日光川と領内川の広口池を結ぶ放水路でございますが、この玉野放水路から広口池を中継し、祖父江放水路を経由して、西中野排水機場で木曽川へ排水するものであります。

この両水路の完成により、洪水時に日光川中下流の治水安全度は飛躍的に向上するものと、大きな期待が寄せられております。

以上、ご報告を申し上げます。

(5番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

以上で、委員長報告を終わります。

日程第12 議案第8号「愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第13 議案第10号「平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

77ページの教育に関するところで、1点のお伺いをしたいと思います。

記念品というところですが、小学校の卒業記念品、中学校卒業記念品、その下にあるのが児童用防犯ブザーというようなふうに入っております。この防犯ブザーについては内容は承知しておりますけれども、最近の話題として、携帯電話が非常に小学生・中学生の間でやはり持つ子が多く、また、それを持つなと言ってもそれを持つような状況にあるわけですが、それを防犯上何か必要であるというようなご意見も出ているようなんですけれども、実際にこの携帯電話の持っている状況ですが、小学生、中学生、蟹江町ではどんなふうになっていきますか。一言お伺いしたいと思います。禁止をするとと言っても禁止できないというような、国のほうでは禁止だということを言ってみたり、また禁止はできないと言ってみたり、どんな状況であるのかお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

最近の問題で、携帯を子供たちが持っていることでありますけれども、蟹江町の小中学生で持っている割合で、今ちょっと数字が出てこないで申しわけないんですけれども、これ数字は大体……

(発言する声あり)

あれですね、はい。どれくらいかというのは以前調査したことがあるんですけれども、今ちょっと正確な数値はお答えできませんので、申しわけありません。ただし、今、その後の問題で、防犯ブザーじゃなくて防犯上ということで、実際に保護者の方から子供に持たせて登下校、そして学校にもという申し出があります。そういう場合に、それは受け入れまして、そして学校に持ってきたところで担任の先生に話をし、そして、それを担任というか学校

が預かります。そして、下校のときに持って帰らせます。それで、数は学級に1名あるかないかです。学級に1名あるかないか、ぐらい。ええ、持ってくる子は。それで、といいますのは、蟹江町の場合に、これは文科省からも最近出たんですけども、原則学校に持ってくるのは禁止という建前になっております。ですから、もちろん、買い与えるなどは親さんのお考えでありますので、できるだけ……ということはありませんけれども、やはりフィルタリングをかけるとか、何か親さんの考えでありまして、なかなか啓発しておるんですけど難しい状況で、しかもお金を払うのは親さんであります。ただし、学校へは学習に関係のあるものということでやっていますので、携帯は関係がないということで、ですから、うちの持ち物はそうですけれども、学校へは持ってこない。学校に、もし、いざ家へ電話をする場合には、職員室に電話がありますので、それを使ったりなどして連絡もできます。ただ、先ほどおっしゃられたように、僕もよくわからんけれども、携帯があるとすぐに途中で何かあったときかけられるとか、居場所とかいうようなことを聞くものですから、絶対に駄目ということではなくて、親さんの申し出があったときにはそれを受けて状況を把握して、そういう場合には登校持ってきたときに先生に預けて、帰るときに返すと。これも原則そういうふうにしておりますが、今の数はこれちょっと調べていないんですけども、ほとんどない状況で、一、二あるぐらいだと思いますが。

(「クラスは」の声あり)

はい、クラスも今、それもちょっと自信がないんですけども、余り聞いていません。実際はもう、はい。以上です。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

補正予算の41ページでございますけれども、ここに報償費で選挙啓発管理費、報償金、明るい選挙推進協議会で報償金12万3,000円減額ということになっておるわけでございますけれども、選挙の関係で、あす、町長選挙が告示をされるわけでありましてけれども、特に蟹江町のトップを決める大事な選挙であって、今の情報や状況から見ると、非常に投票率が悪いのではないかと、関心が非常に薄いよ、あれ、あす選挙なの、こういうような状況になっておるわけです。したがって、有権者の皆さん方にいかに多くの人に選挙があるし、一人一人の権利の行使をしてくださいよという呼びかけだとか、そういう啓蒙活動とか宣伝活動というのが、3月に入ってからでも、真剣に選挙管理委員会を中心にやられたのかどうなのか。例えば、投票率を上げるために宣伝カーを回しながら、3月17日町長選挙ですよ、皆さん、あの……というような呼びかけだとか、ポスターを出すだとか、チラシは出したようですが、何となく終わっちゃったというムードなんですね、もう選挙終わっちゃったというムード。そういう形でどうなのかな、大都市名古屋市が大体30%、選挙があっても28か29ですね。前回の蟹江町の投票、たしか33%ぐらいだったというふうに思うわけでありまして、今回例え

ば選挙候補者が出ておやりになった後、投票率が30%を切るようなことがあっていいんだろうかという心配を私はしておるわけでありまして。やっぱり前回で33ですので、33より上がるとはなかなか思いつらいですが、こんな小さな町でですね、トップを決めるのが30を切るようなことでもいいんだろうか。だったら、上げる方法を何か考えたのか。それとも何にも言わずのきや簡単に終わっちゃうし、まあ選挙、ふた開ければ当選しておるものですから、安気なもんだとってみんな安気しておりませんか。それでいいのかと、職務というのは常に忠実であって、どういう状況であれ、どんなことであろうとも、そういう気持ちがなきやいかんわけですね。そのためにこういう協議会、明るい選挙推進協議会だとかあって、やれることはやらないかんわけですよ。やれることは一生懸命やる。結果はどうなのかで判断されるわけですね。そういうような意味で、私はどういう形で考えられてきたのか、今まで。とりわけ町長選挙、来年の当初予算はいや応なしに衆議院選挙、これは当初予算に衆議院選挙が書いてあるわけです。何がどうのこうの件費が何々ということも書いてあるわけです。だから町長選挙について、遅いと言われるかもしれませんが、あしたから始まることですよ、この期間の間でも何を考えとるとか、こういうことをやろうとしとるんだとか、投票率を目標として、前回の33%以上上げるためにはこんなことを私たち考えてますとか、そういうようなことがあったらちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

この明るい選挙推進協議会報償金からそういうお話をいただきました。まず、明るい選挙の報償金につきましては、当然、常時啓発等ございます。そういったことで選挙の啓発活動をということでございますが、基本的にこの町長選挙のほうになりますと、告示されてからの啓発ということになりますので、それ以前には当然ビラといいますが、広報をお出しして皆様方をお願いするという行為は行っております。それ以前に子供たちを通じまして標語をということで、学校のほうを通じてということで大変申しわけないんですが、そちらのほうから家族そろって皆さんにお考えをいただきたいということで、この3月には蟹江町長選挙があるという前提のもとに、明るい選挙をするための標語をいただくというような事務をしてまいりました。

今後につきましては、当然私どものほうといたしましても、広報車を出してお願いをする、そして、パソビジョン、それから広報を使いまして、皆様にお知らせをしていくということでございますが、基本的にこの選挙期間5日間でございますので、かなり厳しい中での啓発という形になってまいります。それで、私どものほうといたしましても、この期日前投票所におきましても、見えた方を通じまして、他の方にも、またご家族にもこういった選挙に必ずお越しいただきたいというようなことで、標語の入ったティッシュ等ではございますが、啓発資材を配ったりというようなことをして、啓発に努めるというような状況になっております。ただ、期間のあります知事選とかそういったものと、県も中心になりまして啓発

活動ということで、例えば近鉄の蟹江駅とか皆さんのいらっしゃるところで、スーパーとか大型店舗のところ、土曜日にやらせていただいたりというようなことはあるんですが、ちょっとそういったところを選挙管理委員会としては、町長、町議選につきましては5日間であり、その間に事務が全部立て込んでおるということで、先ほど言いました使える手だてとして広報課での啓発、そしてパソコンと広報活動、そういったところでの対応になってまいります。

おっしゃるように、33%を少しでもという願いは持っております、啓発資材等につきましてはいろいろ考えながら、皆様のほうに浸透していくようにというふうには思っておりますが、すぐにそれを何十%、50%というようなところまでは、私どものほう、やりたいというふうには思っておりますが、なかなかできないのが現状でございますので、反対に皆様方のお力をおかりいたしまして、今後皆様からも町民の皆様方に、22日には投票があるということでもよろしくご啓発といたしますか、ご教示のほうをお願いしたいと思います。また、すぐに17日に候補者が決まってしまうと、その時期には選挙のお手紙が、お知らせといたしますか、あなたはどこの投票区の何番にございます選挙所にお越しく下さいというお知らせを発行いたしまして、これは全世帯に参りますので、これをもって皆様方については確認をしていただいて、投票に来ていただきたいと。この裏には期日前投票のことも書かせていただき、何とか期日できない方につきましては、期日前投票もできますのでお越しいただきたいという願いでそういう準備はさせていただいておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○10番 菊地 久君

投票率が、例えば何%以下になると選挙は無効だということはないんですね。何%でも終われば有効なのかね、法的にどうなんですか。まず第1に、いい。

それから2つ目は、投票率を上げる方法として、期日前投票、特に今回は3連休ですね、20、21、22と多分3連休になるだろうと思うんですね。天気もいいし、花も咲くころですのでね、やっぱり大勢行楽に行ったり、まあそんなような感じがあったり、世の中が大変不景気で。特に今政治に対して物すごく不信感があるわけ。ろくなことをやっていないとね。国を動かす党首にしろ、反対側の党首にしろ、両方よう似たようなもんでどうもならないというのが国民の声なんです。だから、国に対して物すごく、政治に対して物すごく不信感、そういう不信感の中で、だれがやっても一緒だというようなことで、選挙離れ、政治離れというような、こんな不況で大変でね、一番身近な町政によっていっぱいやろうと思えばやれることもありますし、頑張れるわけです。トップによって物すごい違うわけ。それにはやっぱり皆さんが関心を持って、きちんと自分の考えをやってくれる人を送り出すと。こういうムードがないと、何をやっ取るかなと、そうかなという形になりやせんか心配だもんですから、今の選挙管理委員会としてやれること何かないですかと。今言った期日前投票をもっと

呼びかけることもあるし、選挙広報で宣伝カーでぐるぐるぐるぐる回って、やりからかすってということだってあるわけ。要は目標を立てなさいと。前回33%、少ないと思っておるのよ、私はね。こんな小さな町で大体40切ったらいかんよ。ちょっと候補者同士が悪いということなのかね。おもしろみがなかったとね。もっとええ候補者で、もっとバーっとやりゃあ、もっと投票率が上がるとおっしゃる方もおりますけれども、そうではないものですから、現実わかっちゃっておる、結果もうわかっちゃっておると。そういう中で、本当に民主主義の選択かというような心配があるもんですから、選挙管理委員会の皆さんも、まさかそんなつもりで、サボっとるとは言いませんよ、サボっとるとは言わんけれども、どうなのかという、結果批判がいくようなことがあってはいかんものですから、精いっぱい頑張ったけれども、やむを得なんだと、28%しか出なんだと、23%だったと、仕方なかったと最後に言うようなことのないようにですね、よう頑張ったけれどもとあって、みんなの評価があればいいわけですよ。そういう意味でどうなのか。やれることはやりましょうということでしょうか、いいんでしょうね、という再確認させてもらおうと同時に、投票率によって、率が低いと、例えば10%以下でも有効か無効か。何%でもどうなのということを一遍聞いておきたい。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

法的に低投票率であった場合どうだということですが、大変私不勉強なのかもしれませんが、そういったこと考えたこともございませんが、基本的に成立するというふうに私の認識では持っております。法何条でこれがいかにというふうに書いてあるのを読んだことがございませんので、私はこれは成立していくんだと思います。

それと、ありがとうございます。一生懸命やるという激励をいただきました。私どもにつきましても、33%は実は今回かなり厳しい、前回かなり厳しい投票率でありましたので、何とかしたいということは思っております。おっしゃいますように、私どものほうも手段として、先ほど申し上げました、一番有効なのは街宣カーとぶつからんようにしながらも、私どもの宣伝カーといいますかスピーカーのついた広報車でございますので、こちらを有効に活用して回らせたい、というふうには思っております。

あとは、先ほど言いましたように、パソビジョンやそういったもの、町が使える私どもが使えるものはすべて使って、選挙の啓発に努めたいと思っておりますし、頑張っけてやっけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

59ページのごみ処理費についてお尋ねします。

真ん中辺に粗大ゴミ収集の委託料250万円の減額補正が出ております。個別の収集になりまして、まず、年間通じて金額がイコール量わかりませんが、何か収集量が何%くらい減ったようだということふうにお考えか、ひとつお尋ねしたい。

それから、実は不便になったような感じがしているんです。まだ私も使ったことがないんですね。なかなか出しづらい。ということは、うちの中にみんな抱えているということですね。物置に抱えている。今までですと気軽に出していたのが、もう出せなくなっている。それはいずれしわ寄せが行って現象が起きてくると思うんですが、最近、常設の資源ごみ分別のところへ持ってくる人があるということを漏れ聞くんですね。そういう事実があるかどうかは2つ目。

それから、今から転勤、転居の時期になってきますね、期末から期初めに対して。例年はそういう現象が起きている。感じていらっしゃるか。この転勤族というのがありますね、移動転勤があつて、3月末とかあるいはその他に、こういう家財のほうり出しが起きてくる。うまく有料で引き取ってもらえればいいけれども、そうでないとどこかへ出したい、それが急に重なってくると受け入れ態勢があるかどうかということ、そういう期末、期初めの現象というのは予測されているか、そういうことは余りないのか、この点についてお尋ねします。

○環境課長 上田 実君

それでは、予算書の59ページでございます。粗大ごみの収集に関してですが、委託料、実は252万円減額をいたしました。粗大ごみにつきましては、平成20年の4月1日から戸別収集ということになりまして、当初予算は660万ほど計上しておりましたが、入札の結果、409万5,000円というところで済みましたので、252万を減額したものであります。実は、粗大ごみは以前は道路収集ということで、月1回ですが、道路に出していただいたわけですが、現在のところ4月1日からは各家庭に収集に行くという方法をとっております。それでご質問のありました、不便になっているんじゃないかという件につきましては、粗大ごみの量といたしまして、粗大ごみは数を、現在では数ははっきりわかりますが、それ以前は数は少し把握はしておりません。量はわかっております。ちなみに、量を見ますと相当量が減っております。対前年と比べますと、私の持つておる数字を見ますと、半分以下に実は粗大ごみは減っております。もっと言うならば、半分以上減っておるなというふうに感じておるのが現実です。よって、粗大ごみの委託料につきましても、減額を今しておるところです。これで、不便さに関してですけれども、確かに広報だとかいろんな形態をとって周知をしておりますが、確かに電話で連絡をして粗大ごみの予約をするわけですけれども、不便さを感じてみえる方もあるかには思います。ということで、私どもは広報だとかいろんな形態を使って周知をさせていただきます。

また、粗大ごみを今ある常設資源ごみ置き場のほうへ持ってくるんじゃないかというご質問もありました。こちらに関しては、常設資源ごみ置き場には粗大ごみは基本的には余りと言うか、持ってきていないと聞いておるんですが、たまに金属製のものをお持ちになられるということは聞いておりますが、常設資源ごみ置き場においても、職員というかシルバーの人にやっていただいておりますので、その方から適正な指導をしております。

次の質問ですが、転勤族の関係で4月になるといろんな粗大ごみが出るんじゃないかという件につきましては、確かに蟹江町の場合は転入、転出が多うございます。ということで、転入、転出のときに大量に出る粗大ごみにつきましては、広報としては今こういった戸別収集という方法が1点ございます。もう1つの方法としては、直接、環境事務組合八穂クリーンセンターに持ち込む方法がございます。そういった場合は、カレンダーだとか広報にも書いてございますように、直接、環境課のほうに電話をいただいて、そういった指導をしております。いずれにいたしましても、粗大ごみは今後もですが、もっと戸別収集につきましては周知徹底をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

ある意味では、減量、粗大ごみのほうり出しが減ったかなという、5割、もしかすると5割以上減ったという印象をお持ちですが、本当はそう減るものじゃないんですね。物を大事にするという時代にはなったかもわかりませんが、いずれしわ寄せが出てくる。しわ寄せの心配は不法投棄がどっかへかんかへ起きてくるということについては心配されます。そういう意味では、急に1年、半年では起きてきませんけれども、今後の推移については、よく観察しながら手を打っていかなきゃいけないと思います。要望しておきます。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決をされました。

資料配付のため暫時休憩をいたします。

(午前10時04分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時07分)

○議長 奥田信宏君

日程第14 議案第11号「平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入る前に、今、配付をいたしました資料の説明をしてもらいます。

○保険医療課長 鈴木利彦君

資料説明した。

○議長 奥田信宏君

それでは、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第15 議案第12号「平成20年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第16 議案第13号「平成20年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題

といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第17 議案第14号「平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第18 議案第15号「平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第19 議案第16号「平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第20 議案第17号「平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

資料請求で特別徴収から普通徴収に変わった件数などの報告をいただきましたが、昨年から後期高齢者医療を始めてですね、年金から引くというのは非常に事務が簡素化して徴収率がよくていいなと思ったんですが、年度途中から、政府が積算の時期をおくらすとか減額するとか、こういう普通徴収、口座引き落としでもいいということをやりに出したとか、事務局は各町村ともですが、担当者がついていけない、いろんな方針の変更、じりじり、じりじり来る政府からの通達やその他で、実は町民側が聞きに来ると、窓口が追いついてうまく説明できない、よくわからない。よくわかってみえるはずだけれども、自信を持って説明をできないという、そういう雰囲気を町民は受け取っていくんです。それで、この制度の不安定さ

と信用のなさというのが世間全体に問題になっているわけです。そういう事務作業の困ってしまっているという状況がどの程度あるのか。言われたことだからしっかりやらなきゃいかんということで取り組んでみえることはわかりますが、人をふやしたり、養成したり、お困りだろうという、その状況を少し聞きたいんですけれども、どうでしょうか。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

私ども事務方に対してまでいろいろお気遣いいただきまして、まことにありがとうございます。私ども基本的に決められたことを粛々と執行していくということでやっておるわけですが、一番問題になりそうな点は、対象の方が75歳以上という高齢者の方で、高齢者の方が窓口にお見えになったり、お電話などでお尋ねになられるわけですけれども、結局何が聞きたいのかというのが高齢者の方自身が一番わかりづらい。ですから、制度自体がわかりづらいと言え、それまでなんですけれど、わかりにくいものに対して、ちょっとお尋ねしたいがとって、何を聞いていいかわからないというのが、一番私どもを悩ませる問題でございます。辛抱強く、まあ大体こういうようなことかな、このような話ですかと、テレビを見られた、今言っておったのはこんなことですね、というようなことで、ある程度、想像をしながらお話をしてまいりますと、大体そんなようなことだ、それを教えてほしいというようなことで、ちょっと時間もかかるわけです。とりあえず、窓口なり電話なりでも納得をしていただいて、お帰りをいただいたり、手続をされたりということをしております。ただ、電話ですと耳の遠い方も中にはお見えですので、また窓口でも一緒でございますけれども、私どもがある程度大きな声でお話をさせていただくと、周りから何か怒って見えるような、怒られておるような、高齢者の方に何て態度だというような誤解を受けることもあるわけでございますけれども、別段そんな怒ってだとかそういうようなことはございません。その方が聞きづらいということであれば、やはり大きな声でお話をさせていただきますし、なかなか時間がかかりそうだということであれば、当然、いすに座っていただいたり、またお見えになった状態がお丈夫でなさそうであれば、まずかけていただいたりというようなことで、十分対応させていただいております。

ただ、始まって、議員がご心配いただいたようにいろいろ制度の変更等がございました。私どもも決められた人数でできる限りの対応をしておりますけれども、また至らぬ点がございましたらご指摘いただき、私どもも真摯に受けとめて対応してまいりたいと考えております。どうぞよろしく今後ともご指導いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君

年金から徴収というのがですね、じりじり普通徴収に切りかわる人が出てくる。この迷惑さかげん、その点を聞きたい。これは聞いてどうするっていうわけでないんですが、政府やその他もっと上の政治家にも、この制度がいかに迷惑をかけているかという認識が要ると思

うんですね。それは役場は言われたとおりにやるわけですから、人まで増強してやるまでわけですけれども、特別徴収で大半がいくつというのならいいんですけれども、じわじわ普通徴収もふえてくると、手続としては二重ですね、普通。一部例外がなっているときはいいんですけれども、その困りぐあい、迷惑かげんをお伺いしたい。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

特別徴収、年金のほうからいただくものが、ある番組等でテレビ放映されまして、そうすると税金面で少し不利になるよというようなことで取り上げられたと。それに対して、どう変えられるものであれば変えたいというようなことで、国の方も変更ができるというふうに変えまして、事務を行ったわけでございます。ただ、変えられてメリットのある方ない方がございますので、私どもはできる限り、こういったケースではメリットが出ますよ、そうじゃないときには別段何もメリットがないですから、今のまま年金のままにさせていただいても別段差しさわりございませんというようなご説明を申し上げてやっておるんですけれど、具体的には金額の問題になってまいりますし、細かい税制の関係になってまいります。ですから、私どもだけで簡単にメリットがあるから変えや、というようなわけにもまいりますので、そこらについては税務のほうにも照会していただいたりとか、そういうようなことでご納得いただいた上で手続をされるというようなこともっております。ですから、窓口にお見えになられた方で、いろいろお尋ねをされ、あっ、何だ、もう必要ないんだなということでお帰りになられる方も、まあまあ、私ども目にするところでもございました。ですから、税制の関係と、この制度の関係と、複雑なものが2つも高齢者の方にのしかかってまいります。そういうようなことが一番混乱させるもとではないかなと。テレビの方は、簡単に一刀両断ポンと切り捨てて、ただこんだけですよといった見出しの部分だけでお話をされる部分が非常に多うございますので、実際の中身についてはケース・バイ・ケース、個々の方々に応じてそれぞれ違う状況が生まれてまいりますので、そういうようなことでいろいろ対応させていただいておりますので、今後は落ち着いてきていると思いますけれども、また皆様方にできるだけご説明申し上げて対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

(午前10時27分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 奥田信宏君

休憩中に、「海部地区水防事務組合議会議員の選挙について」規約第6条ただし書きによる議員の名簿が配付してあります。

日程第21 議案第30号「平成20年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第22 議案第31号「平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第23 議案第18号「平成21年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月9日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に反対討論の発言を許可をいたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

日本共産党は、平成21年度一般会計予算に反対であります。骨格予算でございますので、それほどたくさんの理由というものはあるわけではございませんけれども、まず、何といたしましても、アメリカ発の金融不安によって日本の経済状況は大変になりました。国民の暮らしが一層深刻になっている中で、自治体の財政も減収となり、財政的には大変でありますけれども、政府としてはそれを補う施策を幾つか行いました。まず第1に、3つの公金制度の創設でございます。2つ目には、交付税措置を減収対策として増額をいたしました。3つ目には、道路特定財源の一般財源化によって自主財源が増しておるということでございます。これらのことをやって、蟹江町、それに対してどういう対応をしたかということでもありますけれども、これらを大いに活用して住民の暮らし、福祉、営業を守る施策を大に行うべきところであったと思うのであります。しかし、蟹江町はそういう対応ではなしに、恒久措置として一部事業を具体化しました。それは消防はしご車の関係だったというように思うんですけれども、ハードな事業という形で試みたというように思うんですね。ただ、私ども日本共産党は、ハードな今後予定しておった事業だけに、その財源は浮いたという形になりますので、ソフトな住民の暮らし、福祉、営業を守る事業、諸事業を具体化する必要があったのではないかと。その意味で、住民の暮らし、福祉、営業を守る、この一般会計予算になっていないということが第1点であります。

2つ目は、派遣切り、雇いどめなどで失業した大変な住民への救済措置を緊急に行うべきところでもございました。県知事の要請や議会側の予算修正要求がある中で、せめて何とか21年度予算で具体化してくれないかなという期待があったわけでもありますけれども、見えてまいておりません。この2つの理由で反対でございます。

○議長 奥田信宏君

次に、賛成討論の発言を許します。

○4番 米野秀雄君

4番 清新クラブ 米野秀雄でございます。

私は賛成の立場から討論申し上げます。平成21年度の当初予算につきましては、歳入のうち町税、特に町民税については、世界的な不況の中でありながら、特定の業種に依存していない体質が幸いし、対前年比9.9%減にとどまっております。また、固定資産税及び軽自動車税においては、わずかながらに増収する見込みであります。その反面、譲与税や交付金等については軒並み前年度を下回り、厳しい財政状況であります。次に、歳出は主なものとして母子保健事業、特に妊婦健康診査については5回から14回へと拡大されております。また、昨年度に引き続き、がんばる商店街推進事業、観光宣伝事業、さらには人にやさしい近鉄蟹江駅のバリアフリー化整備事業、環境にやさしい（仮称）蟹江町給食センターごみ減量化事業等々を計上しており、妊婦から乳幼児までの福祉政策、商店街から観光までの経済活性化政策及び人や環境にやさしいまちづくり事業を推進するためには、必要不可欠な予算計上であると思われまます。財政状況は予断を許さない状況ではありますけれども、堅実な事務事業の推進を願って本案に賛成いたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第18号「平成21年度蟹江町一般会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第24 議案第19号「平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月10日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に原案の反対者の発言を許可いたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

平成21年度国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

本議会の中でも滞納の累積は大変大きな問題となっております。5億8,100万円ぐらいでしたかね。この滞納世帯が1,909人でしたか、どのくらいの比率かなということで計算してみますと、14.6%でございました。全国平均は18.5%でございますので、全国的に国民健康保険税料の滞納は累積されておるようであります。今や国民健康保険会計というのは、国民皆保険と言う立場からすると、もっと国も自治体も力を入れて、この会計の特徴として低所得者が多いわけでありまますので、その対策を講ずるべきだと日本共産党は考えています。

国会でも、国として国民健康保険税料を1万円以上引き下げよという要求をしておるわけ
ありますけれども、それぞれの自治体でもそのことを重点にすべきだと考えているところ
でございます。蟹江町では支払準備基金が1億5,745万5,000円、若干減りますかね、補正が
1,618万7,000円ほどありましたので、それに繰越金合わせて3億を超えておるわけござい
ますので、そういう点ですれば、一戸当たり1万円引き下げても、とても3億には追いつけ
ませんね。組合員、被保険者数が1万3,000ちょっとでしょう。ですから、1人当たり1万
円下げてもいいくらいですね。そういう国保会計の実態があるだけに、住民の暮らしを守る
という観点からすると、国民健康保険でのそれなりの施策が大事ではないかというように思
っておるところであります。

以上の観点から反対であります。

○議長 奥田信宏君

次に、賛成討論の発言を許します。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

景気の後退が進む厳しい財政状況の中で、年々医療費は増加しておりますが、国保財政の
安定化につながる国民健康保険税の収納率向上に一層努力されますよう要望し、本案に賛成
をいたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結をいたします。

これより起立によって採決いたします。

議案第19号「平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおり決定す
ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第25 議案第20号「平成21年度蟹江町老人保健特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月10日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に原案の反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第26 議案第21号「平成21年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る10日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第27 議案第22号「平成21年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月10日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第28 議案第23号「平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月10日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に原案の反対者の発言を許します。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

介護保険管理特別会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

3年ごとに行われます改定で、4月から保険料が、当町でも1カ月、基準額で500円の値上げになりました。介護、医療、年金を必要とする高齢者は本当に受難の時代です。当町では第1、第2段階の0.5に対し0.25にしたこと、また4段階に0.85をつくったということは

評価できますが、高額所得者の方には応分の負担をしていただき、その分、収入の低い方の保険料の負担を少なくする、これが社会保険方式の原則と考えます。また4月から介護利用の内容も大きく変わります。例えば、要介護4の人が1カ月使えるのは3万600単位ですが、既に上限まで利用していれば、4月以降単位数が上がるサービス利用できる回数を減らすか、また上限を超えた分、自己負担をするしかありません。このような保険料を取って介護なしと言われるような介護保険制度そのものに納得できません。よって、この予算にも反対をいたします。

○議長 奥田信宏君

次に、賛成討論の発言を許します。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

賛成の立場から討論をいたします。

毎年増加していく保険給付認定者数、利用者の増加など、平成12年度から始まった介護保険制度は、町民への福祉サービスの中心とも言える制度であります。平成21年度予算案では、新たな第4期計画に基づくサービス事業者の増加を見込んだり、保険料に対しても軽減のために介護給付費準備基金を取り崩すなどの配慮もされております。また、第1、第2段階の皆さんのほか、第4段階の一部の方にも保険料減額を新たに実施することなど、負担の軽減に配慮した保険制度運営と考えられ、適切な予算であるので、賛成します。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第23号「平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第29 議案第24号「平成21年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月10日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第30 議案第25号「平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月10日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第31 議案第26号「平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月10日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。

後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は発足して1年になろうとしております。こんな保険料を取られたらとても生きていけない、また、長生きは罪なのですか、そういう言葉を日本列島を揺さぶる怒りが沸き起こっているということは、皆さんもお聞きになってご存じだと思います。75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金から天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる、健康保険診断から外来入院まであらゆる段階で安上がりの差別医療を押し付けられること、こんなひどい制度はありません。長年社会に貢献してきた高齢者に苦しみを強いる、これほどの道に反した政治があるでしょうか。制度は存続すればするほど国民を苦しめる制度です。後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直され、75歳以上の人口がふえれば、自動的に値上がりする制度になっております。長寿の人がふえるだけで、保険料が値上げになるのです。保険料を年金天引きにしたのも、値上げしても取りはぐれがないようにするためです。年金を減らしながら保険料だけは有無を言わず取り立てる、こんな後期高齢者医療制度そのものに反対です。当町においても4月からの発足ですが、普通徴収の滞納者60人、資格証明書を発行になる人が6人ほどと聞いております。いかに住民を苦しめる保険制度であるか、これ1つとってもわかるというふう

に思います。よって、この予算案には反対をいたします。

○議長 奥田信宏君

次に、賛成討論の発言を許します。

○13番 伊藤正昇君

13番 新政会 伊藤正昇でございます。

賛成の立場から討論申し上げます。

平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算に、賛成の立場から討論申し上げます。

平成20年4月から開始されました後期高齢者医療制度において、町が取り組むべき事業に関する予算であると理解しております。広域連合の職務の一部を行っており、町独自で工夫ができない部分もあり、本予算においては決められた保険料の徴収を初め、多くの事務事業に対応するが十分とられる考えであります。

高齢者に対する制度の理解のために、広報の啓発活動にも努力いただくことを要望として賛成といたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上、討論を終結をいたします。

これより起立によって採決をいたします。

議案第26号「平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第32 議案第27号「平成21年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月10日に質疑は終わっております。直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第33 議案第32号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

山田乙三君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 山田乙三君

ご提案申し上げます。議案第32号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」。

蟹江町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成21年3月16日提出。

提案者、蟹江町議会議員、山田乙三。

同じく、高阪康彦、松本正美、黒川勝好、小原喜一郎、中村英子。

蟹江町議会会議規則の一部を改正する規則。

蟹江町議会会議規則、括弧とかぎ括弧、失礼ですけれども、省略させていただきます。昭和62年蟹江町議会規則第1号の一部を次のように改正する。

第121条の第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

提案理由、この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからでございます。めくっていただきまして、2ページと3ページ、最後のページですけれども、新旧対照表、それから一部改正要点でございますけれども、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

(12番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第34 議案第33号「人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

高阪康彦君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○5番 高阪康彦君

議案第33号「人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年3月16日提出。

提出者、蟹江町議会議員、高阪康彦。

賛成者、蟹江町議会議員、松本正美、同黒川勝好、同小原喜一郎、同中村英子、同山田乙三でございます。

朗読をして提案にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書(案)でございます。

近年、高齢者介護事業を筆頭に社会福祉施設等における職員確保が極めて重大な困難に直面している。介護は、住民の暮らしや安心の確保において、必要な仕事であるにもかかわらず、実際には低賃金、少ない人員配置による長時間で過酷な労働実態が慢性化し、離職者が増加する一方、求職者が減少する悪循環を引き起こしている。介護従事者を育成する専門学校や大学でも定員を大きく割り込むところも少なくない。

今年、国会で「介護従事者等の処遇改善に関する法」が成立し、来年4月までに「必要があると認めた場合は、必要な措置を講じる」とされた。この間、厚生労働省は「安心と希望の介護ビジョン」や「社会保障審議会介護給付部会」において審議を進め、政府与党は10月30日に「追加緊急経済対策」を発表し、介護報酬の3%の報酬アップと1,200億円規模の補助を発表した。しかし、3%で2万円の引き上げというものの、多くの施設で職員を加配して業務を行っている現状、急増する非正規労働者の賃金・労働条件改善を考慮すると、3%で一人あたり2万円の引き上げになるとは言えずまだまだ不足である。過去2回の改定により引き下げられた分(△2.3%、△2.4%)の回復にもなっていない。

また、厚生労働省は、3%引き上げ分は介護労働者の賃金引き上げにのみ当てる分として計上したと明言したものの、その実行を担保する具体的システムについては未だ図られていない。それに加え、保険料への国庫負担を3年間の経過措置とし、それ以降の財源を「消費税引き上げ」に求めている点は、将来的に国民負担に転嫁するものであって重大な問題である。

政府の次年度予算において、少なくとも5%の介護報酬の引き上げが実現されることが、介護職場における人材確保問題を解消していくために、下記事項について実施するよう要望

する。

記

1 2009年度予算では、国の費用負担によって介護報酬単価の5%の引き上げをし、介護施設等の職員の賃金・労働諸条件を公務員と同等の水準に保障すること。

2 同様に、介護施設の職員配置基準を改善すること。

3 引き上げられた報酬単価が、職員の賃金に確実に反映されるよう制度を改めること。

4 前項の改善のための費用は、保険料や利用料に転嫁しないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月16日。

愛知県海部郡蟹江町議会

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

(5番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第35 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

お諮りをいたします。

精読になっておりました選挙第3号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」をこの際日程に追加し、追加日程第36として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第3号を日程に追加し、追加日程第36として選挙することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

追加日程第36 選挙第3号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法においては議長において指名をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区水防事務組合規約第6条による組合議会議員に高阪康彦君を、ただし書きの規定による議員に渡邊吉郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました高阪康彦君、渡邊吉郎君を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名をいたしました高阪康彦君、渡邊吉郎君が、海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました高阪康彦君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上で

(「議長、議事運営について」の声あり)

議事運営について。あの件、今からです。今から言います。

以上で本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

午前中に中村総務民生常任委員長から報告がありました滞納対策の議会の取り組み方等について、今後の方法についてを議会運営委員会を開催し、協議をお願いしたいと思いますので、黒川勝好議会運営委員長、開催をよろしくお願いをいたします。それで他の議員の方及

び理事者の方は暫時お待ちいただけますようお願いを申し上げます。

それでは、議会運営委員会の開催をよろしく願いをいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

(午前11時22分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後12時01分)

○議長 奥田信宏君

ただいまここで開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

ご報告申し上げます。大変おくれまして申しわけございません。

ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、調査特別委員会の話が出ました。それで、滞納対策に対する調査特別委員会を……。

(「調査じゃない」の声あり)

失礼しました。滞納対策特別委員会というものを設置するというので、ただいま議会運営委員会で決定をいたしました。人数といたしましては10人以内で構成をするということでありまして、4月の臨時議会が予定されておりますので、臨時議会までに委員の選出をお願いをいたしまして、その時点で正式に発足をするというので決まりましたので、ご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

ありがとうございました。

ここで、閉会の前に、横江町長より任期満了に伴うあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

それでは、大変貴重なお時間をいただきまして議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

まずもって、平成21年度の当初予算を一般会計予算、特別会計予算を含めて、重要予算をすべて議了していただきました。大変ありがとうございます。これで蟹江丸もやっと船出の準備ができつつあるということで、大変うれしく思っております。思えば、平成17年4月2

日から、蟹江町長ということで重責を任されました。私にとっては未知の領域でありまして、きょうご参集の議員の皆様方の大変深いご理解とお助けでもってここまでやってこれた。あるときには叱咤激励もされ、あるときには力強く肩を押されたりして、ここまでやってくることができました。本当に厚く御礼を申し上げますとともに、皆様方のお力添えに対して心より感謝を申し上げる次第であります。私もこれといったマニフェストは持ち合わせはしてはおりません。が、しかし、行政改革という4文字の旗印のもとに蟹江町、これから何とか、小さくてもきらりと光るといふ一つのテーマのもと、住民と一緒にあって、3者が1つになってやっていきたいという考え方を理念に持ちまして、議員の皆様方にいろんな提案を申し上げ、ここまでやってまいりました。私の思いの中ではいろいろございますが、ただ一番うれしかったのは、近鉄の長年懸案でありました富吉駅のバリアフリー化に伴うエレベーターの設置に当たって、議員の皆様方からめったにないお褒めのお言葉をいただいたり、また叱咤激励もいただきました。

また、ただ、JRにつきましては、まだまだいろいろお話し合いの中でなんとか解決のめど一点の光、光明を見出すことすらまだできておりませんが、何とかひとつこれをきっかけをつくってJR側と一生懸命話をさせていただき、解決に向かって邁進していきたいな、こんなことを思っております。

耐震の施策につきましては、平成23年度までに何とかできるめどがつかしました。が、しかし、ご存じのようにこの経済状況になりましたので、若干苦しい面もございます。実質、公債比率も年々微増ではありますが、いわずもないうちには、いわゆる借金である起債を最大限ふやさないためにも、皆様方、財調を十分活用し、補助金も十分活用しながら精いっぱいこれからも邁進していく、機会がいただければ、邁進をさせていただくつもりであります。

本当に長い4年の間でもございましたが、どうもありがとうございました。今後ともこの場にいれるチャンスをいただけるならば、一生懸命蟹江町のために頑張ってまいりたい、さように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 奥田信宏君

ありがとうございました。

お諮りをいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で平成21年第1回蟹江町議会定例会を閉会といたします。

(午後12時06分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 奥 田 信 宏

蟹江町議会副議長 伊 藤 正 昇

8 番 議 員 中 村 英 子

9 番 議 員 黒 川 勝 好